

《佐伯南郡地域について》

1 合併協議の経緯

- 平成11年11月 1日 広域行政推進研究会設置
- 平成12年12月27日 任意合併協議会設置
- 平成14年 5月 1日 法定合併協議会設置
- 平成15年 8月31日 合併協定書調印
- 平成15年 9月 各市町村議会で合併議案議決
- 平成15年10月20日 知事へ合併申請
- 平成15年12月11日 県議会議決
- 平成15年12月24日 知事が廃置分合を決定、総務大臣へ届出
- 平成16年 1月15日 官報告示
- 平成17年 3月 3日 新市誕生

2 合併協定の概要

合併方式	新設合併
合併期日	平成17年3月3日
新市の名称	佐伯市
人口・面積	84,449人・903km ²
新市の事務所(庁舎)の位置	現在の「佐伯市役所」とする。
議会議員の定数及び任期の取扱い	定数特例 44人 〔佐伯22人、上浦2人、弥生4人、本匠2人、宇目2人、直川2人、鶴見3人、米水津2人、蒲江5人〕
地域審議会	合併前の9市町村毎に地域審議会を設置する。
新市建設計画における新市の将来像	「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」 (基本方針) ○やすらぎを誘う自然環境の実現 ○一体的な交通体系の整備と都市機能の充実・強化 ○ゆとりと潤いのある安全・安心社会の実現 ○健やかで心ふれあう福祉の充実 ○創造力を伸ばす教育と地域文化の振興 ○地域特性を生かした産業づくりの推進 ○連携と交流による地域の活性化 ○人にやさしい行政と地域コミュニティの育成

※参考 構成市町村の状況

市町村名	人口	面積(km ²)	議員定数
佐伯市	50,120	197.46	22
上浦町	2,714	15.68	10
弥生町	7,079	82.89	14
本匠村	2,049	123.15	10
宇目町	3,664	265.99	12
直川村	2,847	80.82	10
鶴見町	4,335	20.23	12
米水津村	2,481	25.29	10
蒲江町	9,160	91.86	16